

「不良行為少年の補導について」の制定について

(平成20年12月18日)
(栃少第10号)

不良行為少年の補導については、少年警察活動規程(平成20年栃木県警察本部訓令乙第2号)等に基づき実施してきたところであるが、少年補導票作成業務を警察庁情報管理システムにより行うこととなつたため、不良行為少年の補導活動について見直しを行い、別添「不良行為少年の補導について」を定め、平成21年1月4日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、平成21年1月3日をもって、少年警察活動規程に規定する少年補導票の作成取扱要領について(平成20年3月19日付け栃少第6号例規通達)は、廃止する。

別添

不良行為少年の補導について

第1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第6号に定める少年をいう。以下同じ。)の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行の防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

第2 不良行為少年の補導に当たっての基本的心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解をもつとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力に配意するものとする。

第3 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意、助言

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他の健全育成上必要な助言を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者(少年の親権者又はこれに代わるべきものをいう。以下同じ。)に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行うものとする。

なお、後記3の(1)後段により、学校関係者(少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。)又は職場関係者(少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

3 保護者等に対する連絡

(1) 前記1の注意又は助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名・住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

なお、この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

(2) 保護者等(保護者、学校関係者又は職場関係者をいう。以下同じ。)に対する連絡の要否は、少年事件選別主任者、隊長補佐又は当直主任により判断するものとする。この場合において、連絡を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図るものとする。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表第1のとおりとする。

第4 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

警察職員は、不良行為少年(少年相談として処理するものを除く。)を発見した場合において、第3の3の連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年警察活動規程(平成20年栃木県警察本部訓令乙第22号)に定める少年補導票を作成し、所属長に速やかに報告するものとする。この場合において、生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)以外の本部内所属長が報告を受けた場合は、少年課長に速やかに連絡するものとする。

なお、地域警察官が作成した場合においては、警察署の地域課長、係長等の決裁も経るよう配意すること。

第5 少年補導票の保管及び廃棄

1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において、別表第2により索引番号を付し保管するものとする。この場合において、少年補導票を保管すべき警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、当該少年補導票を、少年課長を通じて当該警察本部少年担当課長に送付するものとする。

2 少年補導票の廃棄

少年補導票は次の場合に廃棄するものとする。

- (1) 第3の3の連絡を行わなかったとき(連絡をする必要があると認められるが、連絡をすることができないときを除く。)。
- (2) 当該少年補導票に記載された不良行為少年が成人になったとき。
- (3) その他保管の必要がないと認めるとき。